

個人情報の保護に関する法律施行条例

令和5年4月1日条例第14号

個人情報の保護に関する法律施行条例をここに公布する。

個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、管理者をいう。

(法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項に規定する情報公開条例の規定により開示することとされている情報)

第3条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものは、沖縄県北部医療組合情報公開条例（令和5年沖縄県北部医療組合条例第13号）第7条第2号ウに掲げる情報（法第78条第1項各号（第2号を除く。）に掲げる情報に該当するものを除く。）とする。

(開示決定等の期限の特例)

第4条 実施機関がする開示決定等に係る法第83条及び第84条の規定の適用については、法第83条第1項中「30日」とあるのは「14日」と、法第84条中「60日」とあるのは「44日」とする。

(開示請求に係る手数料等)

第5条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、0円とする。

2 実施機関の開示決定に基づき地方公共団体等行政文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第6条 法第119条第3項の規定により納めなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

(2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場

合に限る。)

2 法第119条第4項の規定により納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納めなければならない手数料の額と同一の額

(2) 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

（審査会への諮問等）

第7条 実施機関は、次に掲げる場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、沖縄県北部医療組合個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

（運用状況の公表）

第8条 管理者は、実施機関に対し、個人情報保護制度の運用状況について報告を求めることができる。

2 管理者は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。